川通信
みずおと
128号
発行　令和　3年　9月
編集　国土交通省　東北地方整備局
新庄河川事務所　鮭川出張所

総合防災訓練　～大規模災害に備えて～

９月１日（水）「防災の日」にあわせ、新庄河川事務所で「総合防災訓練」を実施しました。訓練では、新庄河川事務所管内で最大震度６弱の地震発生を想定し、地震発生時における被災状況の迅速かつ的確な収集と伝達及び情報共有など防災能力の向上を図ることを目的として毎年実施しています。（※新型コロナウイルス感染症対策のため、訓練会場での最小限の人員と会場の分散、ＴＶ会議システムの活用を図り実施しました。）

訓練想定

1）地震：直下型
2）震度：管内全域震度６弱
3）被害想定：河川堤防の亀裂
　　斜面崩落

主な訓練内容

1）非常電源使用訓練
2）参集者・安否確認訓練
3）所管施設等点検訓練
4）情報伝達訓練
5）緊急復旧計画作成訓練　ほか

９月１日は「防災の日」

９月１日は、「防災の日」です。この日は、関東大震災が発生した日であり台風シーズンを迎える時期でもあることから、台風・高潮・津波・地震等の災害についての認識を深め、それらの災害に対する心構えを準備するという意味で「防災の日」が創設されました。また、「防災の日」を含む一週間は防災週間と定められ、各関係機関が緊密な協力関係のもとに、防災思想復旧のための行事や訓練を行っています。

鮭川出張所管内の 堤防除草について

鮭川出張所管内では、毎年堤防の除草を行っています。堤防の除草は、堤防の強度を保持し、降雨や流水等による浸食や法崩れ等の発生を防止するとともに、出水期に堤防の変状等を把握し、洪水時に備えるために行われているものです。また、河川利用にあたっての安全確保や、ゴミ等の捨てにくい環境の形成にもつながります。除草作業の際は、周辺の皆さまのご迷惑にならないよう配慮して進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今月で、遠隔式（リモコン）草刈り機での除草作業を終了します。

第一回新庄地区安全パトロール

８月２日（月）に、「第一回新庄地区安全パトロール」が行われました。安全パトロールは年に二回、新庄河川事務所事故防止対策委員会新庄地区（新庄河川事務所・銅山川砂防出張所・鳥越出張所・鮭川出張所・工事受注者・調査受注者）が実施しています。第一回目は、銅山川砂防出張所管内の「木遠田砂防堰堤補修工事」「滝の沢第２砂防堰ほか整備工事」の二箇所の工事現場を点検しました。

安全パトロールとは？

工事の労働災害の未然防止、参加者の安全意識向上を目的に発注者と受注者がそれぞれ労働安全衛生管理意識の高揚を図り、工事現場における事故の発生を未然に防止するために毎年行われるパトロールです。

不法投棄は犯罪です　河川にゴミを捨てないで下さい

河川巡視中に発見される不法投棄が後を絶たず、今年度もすでにたくさんのゴミが発見されました。不法投棄は、景観を損ねるのはもちろんのこと、水質悪化や土壌汚染問題に繋がるだけではなく場合によっては、増水時に樋門・樋管の出口を塞ぎ操作が困難になるなど重大な悪影響を及ぼします。不法投棄は、重大な犯罪行為です。鮭川出張所では河川のパトロールを行い不法投棄を発見したら、注意看板を設置していますが、悪質な場合は警察に通報します。

▲鮭川出張所では不法投棄を発見した際に注意看板を設置しています。

◀令和２年度の新庄河川事務所管内の「ごみマップ」です。全体で２６件もの不法投棄が確認され、鮭川出張所管内では鮭川８件・真室川３件あわせて１１件もの不法投棄が発見されました。

新庄河川　不法投棄　｜　検 索

鮭川出張所管内の不法投棄

この写真は、今年度（4月～9月現在）までに鮭川出張所管内で発見された不法投棄の一部です。特に家庭ゴミの不法投棄が多くみられます。きれいな川と地域の自然を守るためにも、ゴミの不法投棄はやめましょう。

集積したゴミの散乱

ポリタンク・空き缶等

コンクリートブロック

ホイール付タイヤ（１本）

携行缶２０ℓ（内容物無し）

味噌樽（直径50㎝）

不法投棄の刑罰

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により罰せられます。

河川法第１０９条：６ヶ以下の懲役又は３０万円以下の罰金

廃棄物処理法第２５条（※３２条）：５年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又はこの両方
（※法人等は場合は３億円以下の罰金）

不法投棄や、河川の異常を発見した場合は鮭川出張所までご連絡下さい。

お問い合わせ

国土交通省　新庄河川事務所　鮭川出張所
〒999-5203　山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4
TEL 0233-55-3020　FAX 0233-55-3083

HP： http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/
広報紙担当：後藤・三原
広報紙に関するご意見・ご感想をお寄せ下さい。